



今年4月から国内特許出願の中小企業向け減免制度が使いやすくなりましたが、PCT出願についても出願費用に関する支援制度があると聞きました。この制度の概要と使い方を教えてください。

(京都府 M. I)



### 1. はじめに

PCT出願は、日本特許庁への出願で、PCT（特許協力条約）の加盟国すべてに同時に申請したと同じ効果が得られ、海外各特許庁へ個別に出願する場合に比べ、出願時の負担が軽いことが特長です。ただし、日本国内出願に比べると出願時の費用が高いため、特に中小企業には利用しにくいきらいがありました。

### 2. 中小企業向けの支援制度

PCT出願に関して、手数料が減額される軽減制度と、手数料が後で返ってくる交付金制度が拡充され、ほとんどの中小企業が恩恵を受けられるようになりました。軽減制度は、日本特許庁に支払われる送付手数料と調査手数料に適用され、交付金制度は、国際事務局（スイス）に支払われる国際出願手数料に適用されます。軽減制度と交付金制度を併用することで、中小企業の場合、前述の各手数料が2分の1になります。

### 3. 支援対象となるPCT出願

2019年4月1日以降に日本特許庁に受理されたPCT出願が対象です。

### 4. 中小企業の該当要件

該当要件は、国内特許出願の減免制度における中小企業の要件と同じです。例えば、業種が製造業、建設業、運輸業の場合、従業員数300人以下または資本金3億円以下であり、業種がサービス業の場合、従業員数100人以下または資本金5000万円以下となります。そして、大企業に支配（子会社、関係会社など）されていないことも要件となります。

### 5. 具体的な手続き（軽減制度）

願書に軽減申請書を添付し、出願と同時に提出します。軽減申請書には中小企業に該当する旨を記入しますが、その証明書類の提出は不要です。軽減申請書は、願書と同じくオンライン提出が可能です。そして、送付手数料と調査手数料については2分の1の料金、国際出願手数料については満額を納付してください。

### 6. 具体的な手続き（交付金制度）

出願の願書が受理された後、国際出願手数料の納付後6カ月以内に振込先口座情報を記入した交付申請書を特許庁に提出します。なお、交付申請書は

紙媒体での提出しかできません（オンライン不可）。申請後、指定した口座に国際出願手数料の2分の1相当額が振り込まれます。

### 7. その他の支援対象者など

2分の1の減免は、中小企業のほかに、組合、NPO法人、大学などの試験研究機関が対象になります。

従業員が20人以下の小規模企業、または事業開始後10年未満の法人や個人事業主の場合はさらに大きな支援を受けことができ、費用負担は3分の1となります。

### 8. 制度の詳細について

ここでは、紙幅の関係で概略のみ説明しました。制度の詳細は、弁理士にお問い合わせいただくか、特許庁のウェブサイトでご確認ください。

### 9. その他の支援制度

JETROや都道府県などによっても、外国出願費用の一部を助成する制度が運用されているため、PCT出願費用をさらに軽減できる場合があります。詳しくは弁理士が該当する制度を運営する団体にお問い合わせください。